

久喜市議会

令和6年11月定例会議議案

## 議 案 目 録

議案第 4 4 号	令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号） について	1
議案第 4 5 号	令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 号）について	2
議案第 4 6 号	令和 6 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）について	3
議案第 4 7 号	令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）について	4
議案第 4 8 号	令和 6 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	5
議案第 4 9 号	久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業 の実施に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例	6
議案第 5 0 号	久喜市学校施設整備基金条例	8
議案第 5 1 号	財産の処分について（久喜市立菖蒲学校給食セ ンター跡地）	1 0
議案第 5 2 号	指定管理者の指定について（久喜市けやきの木 及び久喜市くりの木）	1 1
議案第 5 3 号	指定管理者の指定について（久喜市いちょうの 木、久喜市立のぞみ園、久喜市ゆう・あい及び 久喜市あゆみの郷）	1 2
議案第 5 4 号	指定管理者の指定について（久喜市借楽荘）	1 3
議案第 5 5 号	指定管理者の指定について（菖蒲運動公園）	1 4
報告第 1 9 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	1 5
報告第 2 0 号	専決処分の報告について（令和 6 年度久喜市一 般会計補正予算（第 7 号））	1 7
報告第 2 1 号	賃貸借契約の締結の報告について（内部情報系 端末及び住民情報端末賃貸借）	1 9
報告第 2 2 号	賃貸借契約の締結の報告について（コミュニティ センター及び子育て支援施設賃貸借）	2 0
報告第 2 3 号	使用許諾契約の締結の報告について（統合型校 務支援システムライセンス）	2 1

議案第 4 4 号

令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 5 号

令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第46号

令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 7 号

令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第48号

令和6年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第49号

### 久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「常勤の職員の員数」の次に「(介護保険運営協議会(久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)第12条に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。))」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「第1項」に、「介護保険運営協議会(久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)第12条に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。))」を「運営協議会」に改め、同項の表中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者の内から2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一



#### 提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第50号

久喜市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 市が設置する学校施設を整備する事業(以下「事業」という。)の財源とするため、久喜市学校施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市が設置する学校施設を整備する事業の財源とする基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第51号

財産の処分について（久喜市立菖蒲学校給食センター跡地）

次のとおり財産を処分することについて、議決を求める。

1 財産の種類

土地

土地の所在	登記地目	地積 (㎡)
久喜市菖蒲町新堀字八束75番3	宅地	4,790.06
久喜市菖蒲町新堀字八束88番1	宅地	624.25

建物

建物の名称	構造	延床面積 (㎡)
学校給食センター	鉄骨造2階建	1,620.64
機械室・プロパン庫	鉄筋コンクリート造平屋建	18.48

- 2 売却価格 205,740,000円
- 3 売却の相手方 埼玉県桶川市下日出谷東二丁目25番地の1  
株式会社ペリカン  
代表取締役 原 田 洋 志

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立菖蒲学校給食センター跡地を処分したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第52号

指定管理者の指定について（久喜市けやきの木及び久喜市くりの木）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市けやきの木  
久喜市くりの木
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市青毛753番地1  
社会福祉法人久喜市社会福祉協議会  
会長 梅 田 修 一
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市けやきの木及び久喜市くりの木の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第53号

指定管理者の指定について（久喜市いちょうの木、久喜市立のぞみ園、久喜市ゆう・あい及び久喜市あゆみの郷）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市いちょうの木  
久喜市立のぞみ園  
久喜市ゆう・あい  
久喜市あゆみの郷
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市六万部1435番地  
社会福祉法人啓和会  
理事長 新 實 啓 悦
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市いちょうの木、久喜市立のぞみ園、久喜市ゆう・あい及び久喜市あゆみの郷の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第54号

指定管理者の指定について（久喜市偕楽荘）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市偕楽荘
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市北青柳1364番地  
社会福祉法人久喜同仁会  
理事長 土 屋 喬 義
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市偕楽荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第55号

指定管理者の指定について（菖蒲運動公園）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
菖蒲運動公園
- 2 指定管理者として指定するもの  
毎日・首都圏共同事業体  
（代表者）  
埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1  
毎日興業株式会社  
代表取締役 田 部 井 良
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

菖蒲運動公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。



報告第19号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 258,102 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和6年9月8日午前10時30分頃、久喜市営久喜駅前駐車場のフラップ板の誤作動により、相手方の車のサイドステップ等を破損させた。

令和6年10月30日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第20号

専決処分の報告について（令和6年度久喜市一般会計補正予算（第7号））

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第7号)(別冊)

令和6年10月4日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第21号

賃貸借契約の締結の報告について（内部情報系端末及び住民情報端末賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 内部情報系端末及び住民情報端末賃貸借                                      |
| 2 | 契約の目的         | 賃貸借契約期間が満了する内部情報系パソコン及び住民情報パソコンを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。  |
| 3 | 契約の金額         | 114,351,600円<br>（月額1,905,860円）                          |
| 4 | 契約の方法         | 随意契約  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20<br>FLCS株式会社 関東信越支店<br>支店長 大塚 嘉浩 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和6年10月2日   |
| 7 | 契約の期間         | 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで                                  |

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第22号

賃貸借契約の締結の報告について（コミュニティセンター及び子育て支援施設賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 定期建物賃貸借   |
| 2 | 契約の目的         | 相手方が運営する店舗の一部を賃借し、コミュニティセンター及び子育て支援施設を運営することにより、生活環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額         | 2,797,385,580円(税込)<br>(月額7,643,130円(税込)、敷金45,858,780円)      |
| 4 | 契約の方法         | 随意契約  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1<br>株式会社ヤオコー<br>代表取締役 川野澄人                 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和6年9月24日   |
| 7 | 契約の期間         | 令和6年9月25日から令和36年9月24日まで                                     |

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅田修一

報告第23号

使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務支援システムライセンス）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 久喜市統合型校務支援システム導入に係るライセンス使用許諾  |
| 2 | 契約の目的         | 統合型校務支援システムの導入により、データの適正管理及び業務効率化を推進し、教育環境の充実を図る。                       |
| 3 | 契約の金額         | 109,945,000円  |
| 4 | 契約の方法         | 随意契約  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号<br>新宿三井ビルディング14階<br>株式会社EDUCOM 東京本社<br>代表取締役兼COO 小林 泰平 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和6年10月30日  |
| 7 | 契約の期間         | 令和6年10月30日から令和11年12月31日まで   |

令和6年11月26日提出

久喜市長 梅 田 修 一